

○総務省告示第四百三十号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十八年十二月八日

総務大臣 山本 早苗

第十一項を次のように改める。

十一 ミリ波レーダー用

周波数	空中線電力
六〇・五 GHz	〇・〇一ワット以下
七六・五 GHz	〇・〇一ワット以下
七九・〇 GHz	〇・〇一ワット以下。ただし、占有周波数帯幅が二GHz以下の場合、一MHzの帯域幅における平均電力が五マイクロワット以下であること。

附 則

この告示は、平成二十九年一月一日から施行する。